

平成 25 年 9 月 1 日

一般社団法人  
日本周産期・新生児医学会  
有 権 者 各 位

一般社団法人日本周産期・新生児医学会  
選挙管理委員会  
委員長 中林 正雄

## 平成 25 年度「評議員選挙」に関する通知(選挙案内)

本学会の定款施行細則の第 13 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条に従い、平成 25 年 11 月から評議員選出のための選挙に関する手続きを開始いたします。

これにより、評議員の立候補者の募集を下記の要領で行ないますので、ご承知いただきますよう宜しくお願いいたします。

### [ 記 ]

#### 1. 選挙区

今回の選挙は、前回同様に全国区での選挙となります。

#### 2. 評議員の定数

直接選挙で選ばれる評議員の人数は、平成 25 年 11 月 1 日現在の一般会員数より各専門領域別(A・B・C 領域)に会員 25 名に 1 人として算出し、その数から理事会推薦評議員数(15%)を減じた数を定数とします(施行細則第 13 条第 2 項、第 3 項)。

#### 3. 立候補者の募集

(1) 立候補の方法(施行細則第 21 条第 3 項)は、募集期間内に所定の用紙に、立候補事由(100 字以内)・会員番号・領域名と署名(自署)を記載し、選挙管理委員会宛に送る方法となります。

(2) 立候補の届出期間は、11 月 11 日(月)より 12 月 3 日(火)とします。

(3) 立候補者の資格(施行細則第 19 条)は、次の基準を満たす一般会員としています。

- ・引き続き 5 年以上の会員である。
- ・診療、教育、研究活動に優れた業績がある。
- ・平成 25 年 4 月 1 日現在の年齢が満 65 歳未満である。

#### 4. 投票および開票の日程(予定)

- (1) 投票案内の送付 平成 25 年 12 月末(機関誌 1 月号に同封)
- (2) 投票の期間 平成 26 年 1 月 8 日(水)～1 月 31 日(金)15 時まで
- (3) 開票日 平成 26 年 2 月 3 日(月)18 時より

#### 5. 選挙の要領(施行細則 21 条)

- (1)投票方法は、学会ホームページ上での電子投票となります。学会ホームページの会員専用ページに入ってください、そこにある「電子投票」ボタンから投票をします。尚、「電子投票の方法について」の解説書を投票案内の送付時に同封します。
- (2)投票する対象領域と人数は、A領域 10 名、B領域 10 名、C領域 2 名の候補者に投票できます。最大で 22 名、最少で 0 名の投票ができます。
- (3)専門領域以外の投票については、1 票を 1/3 票として集計します。
- (4)電子投票は、投票者を特定できない無記名投票となるシステムになっています。

#### 6. 評議員の選挙権は次の基準を満たす一般会員が有します。(施行細則第 20 条)

- ・引き続き 1 年以上の会員である。
- ・会費を 2 年以上(選挙の年とその前年)納入している。
- ・施行細則第 4 条の 1 年会員ではない。

#### 7. 開票場所

東京都新宿区市谷本村町 2-30 一般社団法人日本周産期・新生児医学会 事務局

#### 8. その他

##### (1)評議員の総定数について

- ・評議員の総定数は、評議員選出を行なう前年の 11 月 1 日現在の施行細則第 4 条に定める 1 年会員を除く一般会員数を基準とし、A(産科)領域、B(小児科)領域、C(小児外科、麻酔科などA・B以外の科)領域の各会員数 25 名につき 1 名の割合とし、会員数に 25 名未満の端数を生じた場合は、13 名を超える時に 1 名を加えるとの規定(施行細則第 13 条 2 項)により、今回の評議員の試算された定数は下記の通りとなります。11 月 5 日以降に最終の選挙評議員数をホームページに掲載します。

◇平成 25 年 7 月 1 日の会員数より試算された選挙評議員数

	会員数	暫定評議員総定数	理事会推薦定数(15%)	直接選挙定数	現評議員数
A 領域(産婦人科)	3,956	158	24	<b>134</b>	147
B 領域(小児科)	2,898	116	17	<b>99</b>	139
C 領域(小児外科他)	603	24	4	<b>20</b>	22
合計	7,457	298	45	<b>253</b>	308

・理事会推薦評議員の選出は、選挙で選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに行います。(施行細則第 13 条第 5 項)

・選挙により選出される評議員の定数が満たない場合は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに欠員を補充します。(施行細則第 13 条第 7 項)

(2) 理事と周産期学シンポジウム運営委員の選挙について

評議員選挙終了後、平成 26 年 3 月より「理事と周産期学シンポジウム運営委員」の選挙を下記の日程で予定しています。

- ・3 月末 選挙の公示
- ・4 月中旬 立候補者の受付終了
- ・5 月上旬～下旬 投票の開始
- ・5 月下旬 開票

9.選挙に関してのお問い合わせ先・立候補届の送付先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内  
 一般社団法人日本周産期・新生児医学会 選挙管理委員会宛  
 TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104  
 E-mail:senkyo@jspnm.org

.....  
 注)本資料に記載している日時は、平成 25 年 9 月 1 日現在の予定です。日時の変更に関しては、ホームページなどで適宜連絡いたします。